

## 東北町病後児保育事業【利用までの流れ】

※ 一度提出すれば小学校入学まで使用できます（ただし、記載内容に変更等がある場合を除く）

①病後児保育室もしくは役場へ事前に  
病後児保育【事前登録票】の提出をする。

- 病後児保育室「すずらん」や役場窓口にも設置し、様式はホームページに掲載。

【利用前日までに】

②病後児保育室へ希望日の空き状況の確認。

- 保育室に空きがあるかの確認をしていただきます。
- 保育室の予約状況によっては、受け入れできない場合があります。

【医師の診断】

※医療機関には医師連絡票の用紙がありませんので受診時に各自持参してください。

③病後児保育利用前に病院を受診し、  
病後児保育利用【医師連絡票】の取得。

- 病後児保育利用時に【医師連絡票】が必要です。
- 医師から病後児保育の利用が可能と診断を受け、【医師連絡票】を書いてもらいます。

【利用前日までに】

④【医師連絡票】を取得したら電話予約する。  
※空き状況により当日予約可

- 月曜日から金曜日の8:00~17:00まで受付。
- 当日予約は定員に空きがあれば利用可能。
- キャンセルの場合は午前8:30までに連絡。

【利用当日】

⑤保育室へ【利用申込書】と【医師連絡票】  
【保険証及び医療費受給者証（写）】を提出。

- 保育室で【個人記録】の作成のため、保護者に記録票の必要事項を記入してもらいます。
- 看護師による児童の様子聞き取り。

⑥利用料金の支払。

- お子さんを預かる際に料金を支払っていただき、帰りまでに領収書の準備を行います。

【17:00までに】

⑦お子さんのお迎え。

- 看護師より保育室での様子の説明。
- 領収書の発行。

※万が一、急に容態が悪化した場合にはすぐに保護者へ連絡し、迎えに来ていただきます。

※新しい症状がなければ同じ【医師連絡票】で連続して5日間利用することができます。

※【事前登録票】については、ご利用前に実施施設か福祉課のどちらかに提出してください。